

液化石油ガス販売事業所保安講習会

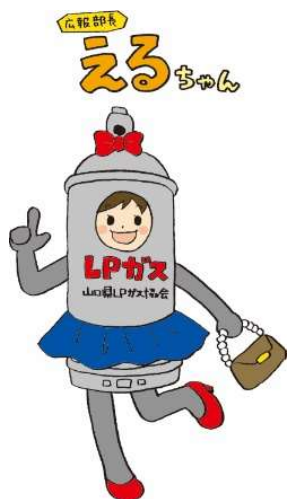
【講習内容】

- 1 令和3年度にスタートした新しい自主保安活動
「LPガス安心サポート推進運動」について・・・資料1
- 2 被害状況報告書の新様式への移行に伴う「通報
訓練」の実施について
 - (1) 被害状況報告書の新様式への移行について・・・資料2
 - (2) 通報訓練の実施について・・・・・・・・・・・・資料3

(東部) 令和3年10月5日(火) 13:30～

(西部) 令和3年10月6日(水) 13:30～

山口県セミナーパーク「講堂」



一般社団法人
山口県LPガス協会



山LP協第 49 号
令和3年 5月25日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

「LPガス安心サポート推進運動」の実施について

平素からLPガスの保安対策の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、今年度から、(一社)全国LPガス協会において「LPガス安心サポート推進運動」がスタートしました。

この運動は、昨年度まで3年計画で実施された「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」に引き続き、自主保安対策のさらなる推進を図るもので、今年度スタートした国の「安全高度化計画2030」と連携した運動を展開することにより、保安上の重要課題についてより重点的な対策が可能となっています。

詳細は別添のとおりであり、当協会においては、県の保安指導方針も踏まえ、令和3年度重点推進事項を定めています。

会員の皆様方におかれましては、この運動の取組についてご理解いただき、当協会の推進する自主保安活動への引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、現在、この運動について紹介する講習会をオンラインによる動画配信方式で公開中です。詳細は、協会ホームページ(会員向け)に掲載しています「令和3年度LPガス保安講習会(オンライン)の開催について(ご案内)」(令和3年5月24日付け山LP協第48号)をご確認ください。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

令和3年度にスタートした新しい自主保安運動 「LPガス安心サポート推進運動」について

1 新しい「自主保安運動」とは

- ①平成 24 年度～3年間 「LPガス安全安心向上運動」
- ②平成 27 年度～3年間 「LPガス安全応援推進運動 “すべてはお客様の安心のために”」
- ③平成 30 年度～3年間 「LPガス快適生活向上運動 “もっと安全さらに安心”」
(全国目標) ①重大事故(B級以上の事故)ゼロ
②CO中毒事故ゼロ

(新しい自主保安運動)
④令和3年度～ 5年間 「LPガス安心サポート推進運動」
 (全国目標) ①死亡事故0～ 1件未満
 ②人身事故0～25件未満



2 運動の概要

国の「安全高度化計画 2030」*のアクションプランと一致した運動を展開

【安全高度化計画 2030】(令和3年(2021年)4月1日公表)

- ①2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す新たな保安対策指針(今後10年間運用され、2026年に中間評価、計画見直しを実施)
- ②国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等が、それぞれ主体者となって実施する総合的な保安対策
- ③事故対策(消費者起因事故対策/販売事業者起因事故対策)、自然災害対策及び保安基盤の整備の観点からアクションプランを策定

<概要> 液化石油ガス安全高度化計画2030について

➤ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

安全高度化目標		安全高度化指標																									
2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。		2030年時点(件/年)																									
実行計画(アクションプラン) 1. 消費者起因事故対策 ●CO中毒事故防止対策 ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発 ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 ・安全型機器及び設備の開発普及 ●ガス漏えい事故防止対策 ・安全な消費機器等の普及促進 ・周知等による保安意識の向上 ・誤開放防止対策の推進 ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応 2. 販売事業者起因事故対策 ●設備対策 ・供給管・配管の事故防止対策 ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 ・軒先容器の適切な管理 ●その他事故防止対策 ・他工事事故防止対策 ・質量販売に係る事故防止対策 ・バルク貯槽等の告示検査対応 3. 自然災害対策 ●地震・水害・雪害対策 ・災害に備えた体制構築 ・迅速な情報把握 ・容器の転倒・流出防止対策 ・雪害事故防止対策 4. 保安基盤の整備 ●保安管理体制 ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価 ・LPガス事業者等の義務の再確認等 ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 ・自主的な基準の維持・運用 ●スマート保安の推進 ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化 ・その他のスマート保安に関するアクションプラン		達成状況やリスクの変化に応じた見直し																									
基本的方向 ①事故分類ごとにおける対策の推進継続 ②各主体の連携の維持・強化 ③事業者等の保安人材の育成 ④一般消費者等に対する安全教育・啓発		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全体</th> <th colspan="2">2030年時点(件/年)</th> </tr> <tr> <th>死亡事故</th> <th>0~1件未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売形態別</td> <td>体積販売</td> <td>死亡事故 0~0.6件未満 傷害事故 22件未満</td> </tr> <tr> <td>質量販売</td> <td>死亡事故 0~0.4件未満 傷害事故 3件未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">起因者別</td> <td>消費者</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 15件未満</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">場所別</td> <td>住宅</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 10件未満</td> </tr> <tr> <td>業務用施設</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 11件未満</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 4件未満</td> </tr> </tbody> </table>		全体	2030年時点(件/年)		死亡事故	0~1件未満	販売形態別	体積販売	死亡事故 0~0.6件未満 傷害事故 22件未満	質量販売	死亡事故 0~0.4件未満 傷害事故 3件未満	起因者別	消費者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 15件未満	事業者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満	場所別	住宅	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 10件未満	業務用施設	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 11件未満	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 4件未満
全体	2030年時点(件/年)																										
	死亡事故	0~1件未満																									
販売形態別	体積販売	死亡事故 0~0.6件未満 傷害事故 22件未満																									
	質量販売	死亡事故 0~0.4件未満 傷害事故 3件未満																									
起因者別	消費者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 15件未満																									
	事業者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満																									
	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満																									
場所別	住宅	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 10件未満																									
	業務用施設	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 11件未満																									
	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 4件未満																									

3 具体的な進捗状況管理や進め方（全国LPガス協会）

- ◇アクション全体の進捗は、これまでの「安全機器調査票」や「自主保安活動チェックシート」により業界全体の取り組みを数字で把握。
- ◇特に重要な重点取り組み事項として、これまでの「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」及び「業務用換気警報器の設置促進」に加え、近年の水害の多発化、激甚化を踏まえ、災害対策として「軒先容器の流出防止対策の徹底」を追加。
- ◇その他の取り組みについては、これまで通り各都道府県協会の自主運動に委ねる。

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	事業者の主な活動例
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する周知・啓発	業務用に対する法定外周知の推進
			業務用換気警報器等の設置の促進	<u>業務用換気警報器設置促進</u>
			安全型機器及び設備の開発普及	
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進	不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換
			周知等による保安意識の向上	Siセンサーコンロの普及
			誤開放防止対策の推進	高齢者宅巡回事業の取り組み
	販売事業者起因事故対策	設備対策	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及
			消費設備調査の高度化	ガス警報器設置率向上、期限管理徹底
		供給管・配管の事故防止対策	<u>業務用施設ガス警報器連動遮断の推進</u>	
		調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	確実な点検調査の実施	
その他事故防止対策	軒先容器の適切な管理	他工事事故防止対策	リコール製品の対応	
		質量販売に係る事故防止対策	適切な工事施工管理体制	
	バルク貯槽等の告示検査対応	調整器・高圧ホースの期限管理		
	災害に備えた体制構築	閉栓先容器の撤去		
自然災害対策	地震、風水害対策	迅速な情報把握	他工事関連周知等の実施	
		雪害事故防止対策	質量販売の自主保安促進	
		雪害事故防止対策	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築	
保安基盤の整備	保安管理体制整備	経営者等の保安確保に向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	<u>軒先容器の2重掛け等流出防止推進</u>	
		LPGガス販売事業者等の義務の再認識	通報訓練の定期的な実施	
		人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	被害報告様式の全国統一様式使用推進	
	スマート保安の推進	集中監視等を利用した保安の高度化	雪害対策の推進	
			経営者等の保安重視の取り組み宣言	
			自主保安チェックシート回収向上	
			販売事業者の義務の再確認教育	
			年間保安教育計画の策定状況	
			集中監視設置率向上	

4 当協会における令和3年度重点推進事項

- これまでの重点推進事項を基本に、新運動の取組等を加え、令和3年度重点推進事項を決定。
- 全国LPガス協会の重点取組事項3点のうち、これまでの当協会の重点推進事項に含まれていない「軒先容器の流出防止対策の徹底」を追加
 - 西日本豪雨を教訓に、迅速な情報収集を目的として被災状況報告書の様式が見直され、当協会においても災害対策マニュアルを改訂し、新様式に移行したばかりで、報告意識の醸成を図るため、「被害状況報告書（新様式）を使用した通報訓練の定期的な実施」を追加
 - 新運動の初年度であり、会員へ浸透を図るため「新運動の周知」を追加（令和3年度）
 - 令和3年度山口県保安指導方針に示された重点指導事項を継続。特に、他工事事故が今年に入っても3件連続して発生するなど多発しており、「他工事による事故防止対策」を徹底。

【令和3年度重点推進事項】

※令和2年度との変更点を主体に

（重点推進事項1）販売事業者起因する事故防止対策

- ① 定期点検・調査の確実な実施（県重点）
- ② 供給機器の期限管理の徹底
- ③ 保安教育の確実な実施、講習会・防災訓練等への積極的な参加（県重点）
- ④ 高経年化した埋設管等の適切な維持管理（県重点）

解説1

（重点推進事項2）他工事による事故防止対策

- ① 他工事への積極的な立ち合い（県重点）
- ② 共同住宅の管理者への協力要請（月間）
- ② 一般消費者等への周知・啓発活動の実施（県重点）

（重点推進事項3）業務用施設の事故防止対策

- ① 業務用換気警報器の設置促進（全L協重点）
- ② ガス警報器とガスメーターの連動遮断の促進（全L協重点）

（重点推進事項4）災害対策

- ① ガス放出防止型高圧ホースの普及促進

解説2

- ① 軒先容器の流出防止対策の徹底（全L協重点）

※これまでの「ガス放出防止型高圧ホースの普及促進」に「容器の二重掛け」を追加。

- ② 災害時の支援体制及び連絡体制の整備
- ② 災害時における応急生活物資の供給体制の整備

- ③ 被害状況報告書（新様式）を使用した通報訓練の定期的な実施

資料2～3で詳しく解説！

- ③ LPガス充填所等における容器流出防止対策の推進 ←高リスク充填所の対策が完了

（重点推進事項5）その他

- ① 県保安指導方針と相まった重点推進事項の決定
- ② LPガス消費者保安月間における上記対策の重点的推進
- ③ 保安委員会による検討
- ④ LPガス安心サポート推進運動（新運動）の周知（令和3年度）

他工事事業者に起因する事故の防止について

山口県では、近年、ガス事業者以外の事業者が行う建設工事や上下水道工事等（以下「他工事」といいます。）に伴うガス管損傷事故が急増しています。

このような事故を防止するためには、定期的に巡回し他工事の有無を確認するとともに、他工事事業者と協議できる環境も整え、事前に工事協議や必要に応じた現場立会を行う必要があります。

また、そういった事故の発生が想定される一般消費者等から他工事の情報をいち早く入手できるよう、普段から信頼関係を構築しておくことも重要です。

1 事故発生状況（過去9年間）

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3*	合計
事故件数	4	4	3	1	1	6	4	0	5	28
他工事事故	2	2	1	1	1	3	1	0	4	15 (53.6%)

※令和3年7月26日現在

R3年 LPガス法事故発生状況（他工事事業者に起因する事故に限る。）

No.	発生日月	市町村	現象	死亡	重傷	軽傷	発生場所	発生機器	原因者	事故原因	事故概要
1	R3.2.16	長門市	漏えい火災	0	0	0	共同住宅	配管(隠ぺい部)	他工事業者	確認不足による損傷	漏水に対応する作業をしていた水道工事業者が、水道管とガス管を間違えて切断しLPガスが漏えい、サンダーの火花により引火し火災が発生した。当該工事業者が消火器で初期消火を行い、バルブを閉止した。販売事業者は、当該消費者に対し、他工事事故防止の内容を含む周知文を配布していたが、連絡等はなかった。
2	R3.3.5	岩国市	漏えい	0	0	0	一般住宅	配管(埋設部)	他工事業者	確認不足による損傷	水道工事業者が埋設水道管水漏れ修理中に、埋設LPガス配管を使用していない水道管だと思いこみ、撤去しようとグラインダーで損傷させLPガスが漏えい。販売事業者は、当該消費者に対し、他工事事故防止の内容を含む周知文を配布していたが、連絡等はなかった。
3	R3.3.29	防府市	漏えい	0	0	0	共同住宅	配管(埋設部)	他工事業者	確認不足による損傷	他工事にて浄化槽から下水へ改修工事中に、ガス供給管理設部をコンクリートカッターにて損傷しLPガスが漏えい。当該工事業者と事前打ち合わせ及び現地立会を実施していたが、施工時の立ち合いを行っておらず、埋設部の深度確認不足により事故に至ったものと推定される。
4	R3.5.11	下松市	漏えい	0	0	0	共同住宅	配管(埋設部)	他工事業者	確認不足による損傷	水道工事業者がアパートの敷地内で排水工事を行うため、アスファルトをカッターで切断した際、埋設供給管を損傷させLPガスが漏えい。水道工事業者は、すぐに気づき、ガスの供給を停止した。当該工事の事前連絡がなく、当該工事が施工されたもの。

2 令和3年度重点推進事項

①他工事への積極的な立ち合い

②一般消費者等への周知・啓発活動の実施

→リーフレット「工事をご計画のお客様へ」の作成

本日配布

（主な変更点）

○対象を「共同住宅の管理者」から「一般消費者等」へ拡大

○販売店による安全対策（特に工事への立ち合い）の明確化

充てん容器等の流出防止に関する解説



(一社) 全国LPガス協会
保安・業務グループ

1. 概要

1

これまで全国LPガス協会では自主保安活動として、自然災害対策として、二重掛けを進めてきた。

近年の大雨による水害等の多発化・激甚化、及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器に対して、流出防止措置を講ずることが液石法規則に新たに規定された。

流出防止措置とは、これまで「LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)(通称:青本)」「LPガス災害対策マニュアル」等において推奨されてきたものと同様で、20kg以下容器を消費先に設置する場合は、ベルト・鎖等をプロテクターに通す、20kgを超える容器(30kg、50kg容器等)にあつては、二重掛けを行うことなどの措置を行うものである。

なお、流出防止措置を講ずる対象地域については、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域となった。

項目	内容					
改正省令	浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること					
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。					
流出防止措置	(i) 軒先の設置	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ベルト又は鉄鎖について <table border="1"> <tr> <td>充てん量20kgを超える容器</td> <td>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td> </tr> <tr> <td>充てん量20kg以下の容器</td> <td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td> </tr> </table>	充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。	充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
		充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。			
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。					
		ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。				
(ii) 容器収納庫への保管						

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第9節）を参照のこと。

2. 対象地域の確認方法

浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。

洪水浸水想定区域等は、地方自治体のホームページ、国土交通省による運営サイトハザードマップポータルサイトを参照のこと。ここでは国交省ハザードマップによる確認方法を解説する。

国交省ハザードマップURL <https://disaportal.gsi.go.jp/>



ハザードマップポータルサイトの画面



このハザードマップにおいて、水深0.5-3mのゾーンは対象に含まれる。水深1mの区切りがあるか自治体に確認すること。なお、今回の措置は、地震対策としても役立つものと思われる。また、ハザードマップは例えば5m四方のメッシュで作成しているため、水深0.5mであっても実際にはそのメッシュには起伏があることも考えられる。広い地域で対策をとることは、自然災害対策として有効と思われる。

地方自治体が発表しているハザードマップ(例)

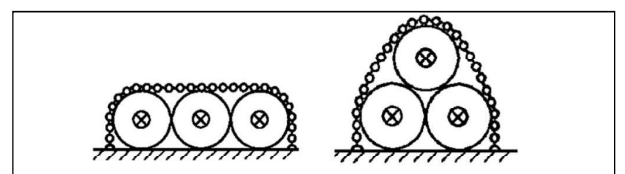
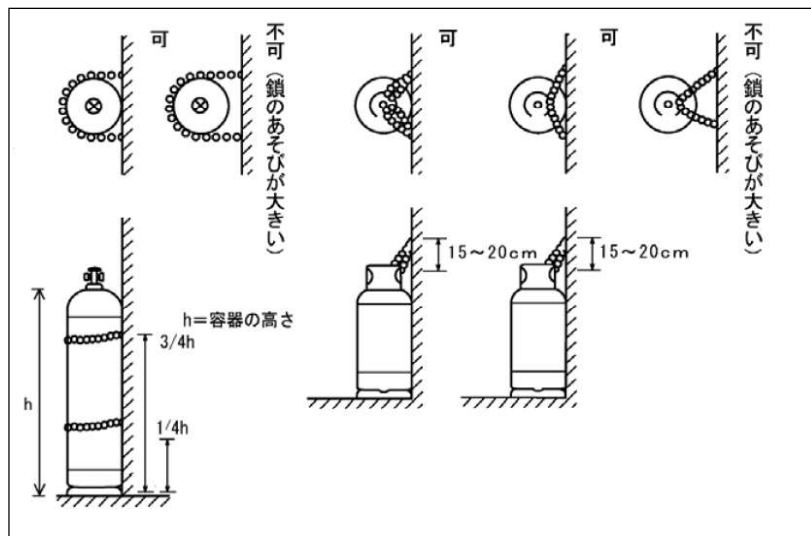


(i) ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量20kgを超える容器にあっては1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
 (ii) 容器収納庫に保管すること。

対策	イメージ図
容器が浮上すると、鎖などが持ち上げられて外れやすいことから、外れにくい固定金具を使用することとされています。 <対策例> ・片側は取り外し不可とし、もう一方は抜け防止機構のあるフック ・抜け防止のカエシがついて外れにくいフック ・引っ掛け部分に十分な深さがあり、安易に外れないフック	 <p>カエシに抜け防止があるフック</p> <p>カエシに深さがあるフック</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器1本ごとの鎖掛け ・ ベルトによる二重掛け ・ プロテクター容器の掛け ・ 20kg以下の容器の掛け ・ 容器収納庫 	 <p>プロテクター</p> <p>ベルトによる二重掛け</p> <p>20kg以下</p> <p>容器1本ごとの鎖掛け (KHK Sによれば原則は1本ごとに固定、ただし、3本以内はまとめることができる)</p> <p>容器庫収納</p>

以下、KHK S0738の記載に基づき、適切なベルト等の設置例を補足説明する。

- ① 20kgより大きい容器、20kg以下の容器のベルト又は鉄鎖の例
- ② 3本以下の容器に鎖掛けを行う場合には、まとめて鎖掛けを行うことができる。
 この場合でもあっても二重掛けとすること。



① ベルト又は鉄鎖の例

② まとめてベルト又は鉄鎖の例

その他充てん容器等の流出を防止する措置の一例

対策	イメージ図		
<ul style="list-style-type: none"> ・専用固定具 ・独立支柱 ・浮きあがり防止容器ホルダー 	 <p data-bbox="571 819 703 864">独立支柱</p>	 <p data-bbox="871 819 1026 864">専用固定具</p>	 <p data-bbox="1134 819 1513 864">浮きあがり防止付き容器ホルダー</p>

いずれも二本掛けとして、ベルト又は鉄鎖等が外れにくいことを確認すること。

4. その他の補足説明事項

① 積雪地域について

積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでないとなっている。なお、具体的な積雪期間等については、地域・年度によって異なるため目安は示すことはできないが、販売事業者が地域の実情を踏まえて判断すること。

② 容器交換時供給設備点検への配慮

容器交換時供給設備点検時に、配送員が点検するそれぞれの供給先が洪水浸水想定区域に該当するか否かの判断がその場では難しい。そのため、販売事業者は、事前に該当区域にある消費先を確認し、保安機関など第三者が現場で対象区域かどうか判断可能とするためにメーター等に明示シールを貼付等、事前に対応する必要がある。

③ その他

- ・施行日は令和3年12月1日である。令和6年6月1日までは施行段階で既に供給している物件については、従前措置の適用があるが、速やかな事業者の取り組みが求められる。
- ・全L協では、販売事業者が消費者に本件の説明するのに活用するチラシの作成を検討中。完成すれば別途ご案内予定。

会員各位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 服部 典之 (会長印略)

災害時におけるLPガス被害状況の迅速な報告について (お願い)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、西日本豪雨災害において、被災県協会からの報告が遅く、報告内容にもばらつきがあったことから、災害時における迅速な被害状況の把握が可能となるよう、「LPガス被害状況報告書」の様式が見直され、全国的に統一されました。

そのため、当協会においても、去る3月17日(水)に開催した理事会に諮り、LPガス災害対策マニュアルを改訂し、新様式に変更したところです。(災害対策マニュアルは被害状況報告書の様式変更も含め、4点の改訂を行っています。詳しくは、別添「LPガス災害対策マニュアルの改訂について」(理事会提出資料)をご覧ください。)

については、貴事業所におかれては、今後、下記により災害時におけるLPガス被害状況の迅速な報告に努めていただきますようよろしくお願い致します。

なお、報告意識の醸成を目的に、令和3年度高圧ガス保安活動促進週間(10月23日～29日)中に、全会員を対象にした通報訓練を実施する予定にしており、この訓練に向け、LPガス販売事業所保安講習会(10月上旬に開催予定)では、新しい報告書の記載内容や通報の流れ、訓練の方法等について周知を図ることにしています。

記

1 報告基準(様式1に明記)

次の場合には、協会からの要請の有無にかかわらず、速やかに報告してください。

- ①自然災害(地震、水害、台風、噴火等)によりLPガスに関する被害が発生した場合
- ②震度5弱以上の地震が発生した場合(被害がなくても報告)

※ 全国LPガス協会への報告基準は、過去の被害実態を踏まえ、これまでの震度5弱以上から震度5強以上へ変更されました。これ以外は当協会の報告基準と同じです。

2 報告様式(変更分に限る)

会員から所属支部長への報告・・・・・・ 様式1
支部長から協会への報告・・・・・・ 様式2
協会から全国LPガス協会への報告・・ 様式4

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

LPガス災害対策マニュアルの改訂について（保安委員会所管）

1 主な改訂理由

- ① LPガス被害状況報告書の様式の見直し、統一（H31.3.13 付け全L協保安 30 第 78 号）
西日本豪雨災害において、各県協会からの被害状況の報告が遅く、報告内容にもばらつきがあったことから、大規模災害発生時に迅速な被害状況の把握が可能となるよう、LPガス被害状況報告書の様式（当協会では、LPガス災害対策マニュアルに規定）が見直され、全国的に統一された。
- ② 全国LPガス協会への報告基準の見直し（H31.3.27 付け全L協保安 30 第 87 号）
①に併せ、全国LPガス協会への報告基準が見直された。

（全国LPガス協会への報告基準）

報告を要するのは、次のいずれかの場合とする。

- 1 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）によるLPガスに関する被害が判明した場合（被害が発生すれば、災害規模によらず報告）
- 2 震度5強以上の地震が発生した場合又は全国LPガス協会から要請があった場合（被害の有無にかかわらず報告）

- ③ 災害時における応急生活物資の供給取扱規程の改正（H30.4.20 付け山LP協第 29 号）
平成30年度に当協会の「災害時における応急生活物資の供給取扱規程」を改正した。

【改正内容】

- 被災者支援の主体をLPガスによる「炊き出し」及び「仮設風呂」の提供とした。
- 応急生活物資であるLPガスは、原則として協会員が一般消費者等へ日常的に供給している流通容器（20kg、50kg 容器等）により供給することとし、燃焼器具は2口コンロ、炊き出しセット、仮設風呂等とした。

- ④ 県所管課の変更（H27.4.1）

県の組織改編により所管課が防災危機管理課から消防保安課へ変更になった。

2 保安委員会における検討状況

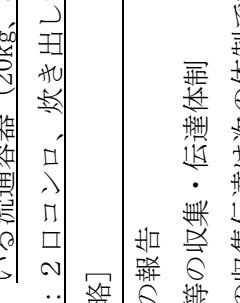
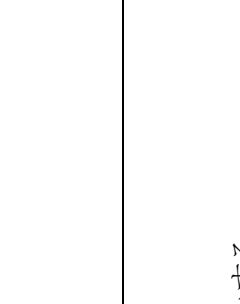
- 「LPガス被害状況報告書」の様式が平成31年3月に見直されて以降、令和元年度に保安委員会を3回開催し、新様式への移行について検討
- その間、事務局において全国の状況や新様式を使用した通報訓練の実施状況を調査
- 令和2年度第1回委員会において、LPガス災害対策マニュアル改訂案の検討～決定
- 令和2年度第2回委員会において、令和3年3月に開催する理事会への改訂案提出を決定

3 改訂案 別添新旧対照表のとおり

4 施行期日

このマニュアルは、理事会で承認された日（R3.3.17）から施行する。

L P ガス 災 害 対 策 マ ニ ュ ア ル 新 旧 対 照 表

改訂案	現 行	改訂理由
<p>1～6 [略]</p> <p>7 災害に備えた地域応援体制の整備や情報収集・発信体制の整備 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 災害時における応急生活物資の供給体制の整備 協会は、山口県と締結した「災害時における応急生活物資の供給に関する協定書」に基づき、災害時における応急生活物資の供給体制を整備する。 (災害時における応急生活物資の供給取扱規程)</p> <p>○被災者支援の主体 L P ガスによる「炊き出し」及び「仮設風呂」の提供</p> <p>○応急生活物資 L P ガス：原則として、協会員が一般消費者等へ日常的に供給している流通容器 (20kg、50kg 容器等) により供給</p> <p>燃焼器具：2口コンロ、炊き出しセット、仮設風呂等</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>1～6 [略]</p> <p>7 災害に備えた地域応援体制の整備や情報収集・発信体制の整備 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 災害対応機材等の常備 協会は、災害に備えて、次の応急生活物資を備蓄する。 (「災害時における応急生活物資の供給取扱規程」を参照すること。)</p> <p>① L P ガス充てん容器 ② L P ガス燃焼器 ③ カセットコンロ ④ その他必要に応じて供給できるもの</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>③</p>
<p>8 被害状況の報告 (1) 災害情報等の収集・伝達体制 災害情報の収集伝達は次の体制で行うものとする。</p>  <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>8 被害状況の報告 (1) 災害情報等の収集・伝達体制 災害情報の収集伝達は次の体制で行うものとする。</p>  <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>④</p>

<p>(4) 協会の報告</p> <p>① [略]</p> <p>② 協会は、<u>支部長からの被災状況・復旧状況の報告を速やかに取りまとめ、「全国LPGガス協会への報告基準」に基づき、「LPGガス被害状況報告書」(様式4)</u>により全国LPGガス協会に報告する。また、中国ブロック各県協会及び関係団体に対し、必要に応じ報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(<u>全国LPGガス協会への報告基準</u>)</p> <p>報告を要するのは、次のいずれかの場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>自然災害(地震、水害、台風、噴火等)によるLPGガスに関する被害が判明した場合(被害が発生すれば、災害規模によらず報告)</u> 2 <u>震度5強以上の地震が発生した場合又は全国LPGガス協会から要請があった場合(被害の有無にかかわらず報告)</u> </div>	<p>(4) 協会の報告</p> <p>① [略]</p> <p>② 協会は、被災状況・復旧状況を「LPGガス被災状況報告書」(様式4)により、全国LPGガス協会に報告する。また、中国ブロック各県協会及び関係団体に対し、必要に応じ報告する。</p>
--	--

②

災害時における被害状況の報告 [L P ガス災害対策 マニュアル概要版]

○地震、水害、台風等が発生したとき

① L P ガスの被害が

ありますか？

NO

② 震度 5 弱以上の

地震ですか？

NO

報告の必要は
ありません。

YES

※被害状況を報告

YES

※被害がなくても
報告 (LINE 可)

協会からの要請の有無にかかわらず、
速やかに被害状況を報告してください。

○被害状況の報告

1 報告様式及び報告先

(1) 会員

- ① 報告様式…様式1 (マニュアルp.13)
- ② 報告先…所属支部長 (裏面参照)



※支部長が会員からの報告をとりまとめ

(2) 支部長

- ① 報告様式…様式2 (マニュアルp.14)
- ② 報告先…協会事務局

FAX.083-923-8366

2 報告媒体

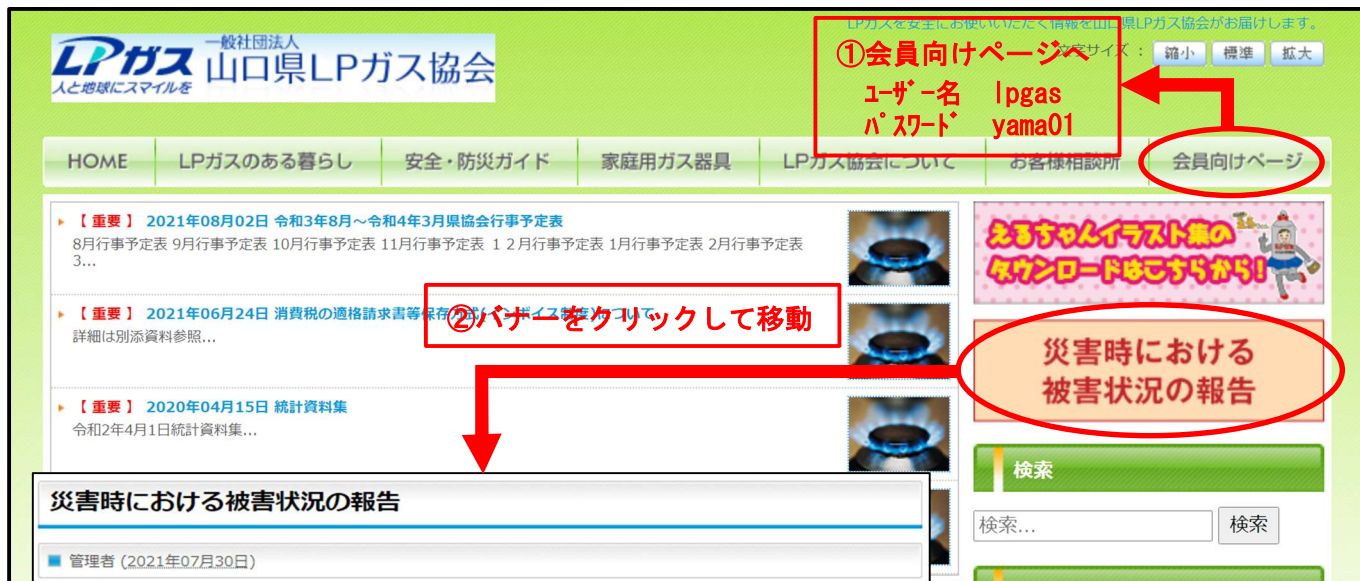
ファクスを使用してください。
ただし、未設置の場合は電話対応。

※ 協会ホームページにも掲載しています。報告様式をダウンロードできますので、会員向けページ内の専用バナーからお入りください。(詳細は別添「閲覧方法」参照)

支部長一覽表（令和3年度）

支 部	支部長事業所	Tel.	Fax.	支 部	支部長事業所	Tel.	Fax.
岩 国	(株)ウエムラエナジー	0827-31-8181	0827-32-2266	山 口	(株)えびすや	083-922-0804	083-923-8753
大 島	山田日之出ガス(株) 久賀営業所	0820-72-0233	0820-72-0235	吉 敷	(株)マ ダ	083-972-0900	083-972-0831
柳 井	秋元産業(株)	0820-22-0248	0820-22-1122	宇部小野田	(有)イズモヤ	0836-51-9235	0836-51-6755
光	(株)前田商店	0833-71-0233	0833-72-3940	厚 狭	山陽プロパン(株)	0836-76-0224	0836-76-2010
下 松	イワタニ山陽(株) 東山口支店	0833-41-4328	0833-43-1216	下 関	(有)下関燃料	083-257-1253	083-257-1941
徳 山	西日本液化ガス(株) 周南支店徳山営業所	0834-25-1574	0834-25-0727	美 祢	(株)豊田石油店 麻生給油所	0837-57-0045	0837-57-0045
都 濃	重富商店	0834-83-2053	0834-83-2130	長 門	(有)田村石油店	0837-32-1128	0837-32-0918
防府徳地	(株)三 友	0835-23-6331	0835-24-1738	萩	服部産業(株)	0838-25-3456	0838-25-5354

「災害時における被害状況の報告（協会 HP）」 閲覧方法



災害時における被害状況の報告

■ 管理者 (2021年07月30日)

地震、水害、台風等が発生したとき

① LPガスの被害 がありますか？

YES → ※被害状況を報告

NO →

② 震度5弱以上の地震ですか？

YES → ※被害がなくても報告 (LINE可)

NO →

報告の必要はありません

協会からの要請の有無にかかわらず、速やかに被害状況を報告してください。

被害状況の報告

1 報告様式及び報告先

(1) 会員

報告様式・・・様式1
報告先・・・所属支部長 (支部長一覧表)

(2) 支部長 (会員からの報告 (様式1) を取りまとめて報告)

報告様式・・・様式2
報告先・・・協会事務局 (FAX: 083-923-8366)

2 報告媒体

ファクスを使用してください。ただし、未設置の場合は電話対応。

参考

- 山口県LPガス災害対策要綱
- LPガス災害対策マニュアル (報告様式1~4を含む。)

③ 被害状況報告の必要性判断
(フロー図で簡便に)

④ 必要に応じてダウンロード

- ・様式1 (会員用)
- ・様式2 (支部長用)

⑤ 様式に記入しファクス送付

- ・会員は支部長 (送付先を支部長一覧表で確認) へ
- ・支部長は支部会員からの報告を取りまとめ協会事務局へ

会員各位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 服部 典之

LPガス被害状況報告書の新様式への移行に伴う通報訓練の実施について

平素から協会の事業に格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、西日本豪雨災害において、被災県協会からの報告が遅く、報告内容にもばらつきがあったことから、災害時の迅速な被害状況の把握が可能となるよう「LPガス被害状況報告書」の様式が見直し、統一され、当協会においても、昨年度第4回理事会に諮り、新様式へ移行したところです。

つきましては、この新様式の周知と、報告意識の醸成を目的として、全会員を対象とした通報訓練を下記により実施しますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 日時 10月19日(火) 午前9時から(午前中)
※高圧ガス保安活動促進週間(10月23日~29日)の一環として実施

2 訓練内容

- (1) 被害状況報告書(新様式)による通報
別添「通報訓練実施要領」(保安委員会作成)のとおり
- (2) LINE公式アカウントによる被害情報等の収集
(目的)
○迅速な被害状況の把握(災害初期)
会員: LINEにより被害の有無を速報→(有りの場合)被害状況報告書を別途提出
○被害状況写真等をリアルタイムで収集・活用

◎協会LINE公式アカウント登録のお願い

協会において、会員間の情報配信ツールとしてLINE公式アカウントを取得したところであり、災害に強く、また、機動性に優れていることから、これを災害時の被害情報の収集にも活用してまいります。
つきましては、会員の皆様の積極的な登録を
よろしくお願ひします。

登録はこちらから



- 3 販売事業所保安講習会の開催(同封の開催通知(県と協会の連名)参照)
10月5日(火)・6日(水)に開催する販売事業所保安講習会において、訓練内容についてご説明いたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

災害対応に関する要請事項（全L協）

西日本豪雨災害におけるLPガス被害状況の通報の振り返り

今回の災害に関する経済産業省でのLPガスに関する認識

1. 被害情報について各県および県協会からの報告状況にバラつきがあった。
⇒報告様式が異なっており、情報がバラバラであり、このような場合、**細かい報告を挙げた県の情報が基準になって他県においても同様の報告を求められる**ことがある。

2. 被害情報が遅いと認識された（1～2週間の話でなく発災から2か月でも未確定）。

【原因】

①【様式の問題点】全L協の報告様式が**細かすぎて販売事業者にとって負担増**。

（例）市町村ごとの被害情報記載することが事業者にとって困難。

（例）「発災前消費者戸数」を「被害があり供給停止中」「復旧済み」「未確認」に分類することになっており、立入禁止区域等が常に未確認として残ってしまうこと

（例）「被害があった件数」に点検数を記載する事業者が多数あり、被害件数が増大し、その内容調査に時間が掛かってしまった点。

② 会員事業者が発災時に**被害情報報告を協会、支部に送るという意識が希薄**で、一部事業者にはヒアリングをしたところ、報告様式や報告基準等に関する認識を持っていない（さらには2報、3報がこない）。そのような中、**県協会が直接事業者に報告を催促することになり**、非常に県協会の事務局員の負担が増大。

報告に関する要請事項 ②事業者の報告の意識醸成（通報訓練実施）

【支部機能の強化、災害報告の意識醸成】

- ◆ コミュニティガス事業では20年以上に亘り年2回の通報訓練を実施しており、災害発生時にも行政が催促等を行うことなく被害報告を送付する意識・体制ができています。
- ◆ 一方、LPガスに関しては、防災訓練等は実施しているが、各事業者が報告書を提出する通報訓練までは実施されていないことがある。そのため、**報告様式を認識していなかったり、災害時に要請しなければ報告してこない現状がある。**

【要請事項】

- ◆ 定期的な通報訓練の実施

【補足】

【よく実施されている通報訓練】

災害電話の通報訓練、中核通報訓練、携帯電話等の通報訓練など

【全L協がここで求める通報訓練】

各販売事業者が様式に則った被害報告を支部⇒県協会のルートで報告する通報訓練

LPガス被害状況報告書の新様式への移行に伴う通報訓練実施要領

1 目的

西日本豪雨災害において、被災県協会からの報告が遅く報告内容にばらつきもあったことから、災害時の迅速な被害状況の把握が可能となるよう、「LPガス被害状況報告書」の様式が全国的に見直し、統一された。

当協会においても、昨年度第4回理事会に諮り新様式へ移行したばかりであり、その記載内容や通報の方法等についての周知と報告意識の醸成を目的として、下記により全会員を対象とした通報訓練を実施する。

2 訓練日時

令和3年度の高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）中（訓練日時を予告の上実施）

3 訓練内容 ※別紙「通報訓練の流れ」参照

（1）訓練開始

- ①協会から各支部長へ訓練開始を連絡（訓練様式1）
- ②各支部長から支部会員へ訓練開始を伝達（訓練様式2）

（2）被害状況の報告 ※LPガス災害対策マニュアルの8（被害状況の報告）に規定

- ③支部会員は「LPガス被害状況報告書」（LPガス災害対策マニュアルの様式1）の事業所欄（事業所名、担当者名及び電話番号）、報告番号及び発信日時を記載して所属支部長へ報告
- ④支部長は支部会員からの報告（添付省略）を、「LPガス被害状況報告書」（LPガス災害対策マニュアルの様式2）に取りまとめて協会へ報告（未報告の会員がある場合には、訓練開始後30分が経過した時点で催促し、午前中を限度に報告を取りまとめてください。）

（3）被害状況の取りまとめ

- ⑤協会は各支部からの報告状況（報告時刻及び報告件数）を取りまとめ、「通報訓練結果報告書」（訓練様式3）を作成

（4）訓練終了

- ⑥協会は、「通報訓練結果報告書」を添付し、訓練終了を各支部長へ連絡（訓練様式4）
- ⑦各支部長から支部会員へ訓練終了を伝達（訓練様式5）

4 報告（連絡）媒体

ファクスを使用する。ただし、未設置事業所は電話対応（受信日時の記録が必要）。

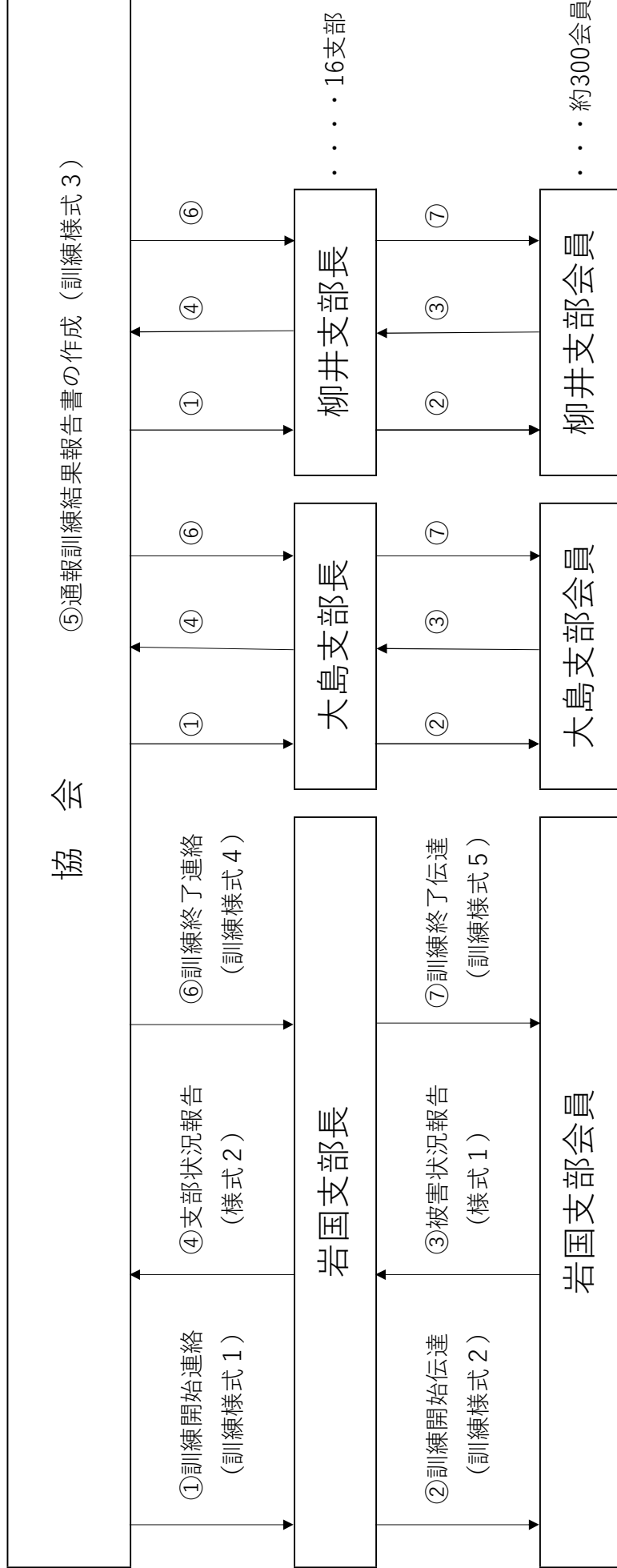
5 通報訓練説明会の開催

通報訓練の実効性を高めるため、訓練に先駆け、令和3年度販売事業所保安講習会において説明会を開催し、被害状況報告書の記載内容や通報の流れ、訓練の方法等について会員に周知する。

6 訓練結果の通知

訓練終了後2週間以内に訓練結果を取りまとめ、協会ホームページ（会員向けページ）を通じて会員に通知する。

通報訓練の流れ



(留意点)

- 報告（連絡）はファクスを使用してください。（未設置事業所は電話を使用）
- 支部会員からの被害状況報告書（様式1）には、事業所欄（事業所名、担当者名及び電話番号）、報告番号及び発信日時を記載してください。（記載例参照）
- 支部長からの被害状況報告書（様式2）には、支部会員からの被害状況報告書（様式1）の添付を省略してください。

会員⇒支部長

山口県LPガス協会 _____ 支部長 様

様式1

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名
	電話番号

LPガス被害状況報告書 (第 1・ 2・ 3・ 4・ 5 報)

年 月 日 時 分現在

報告書記入にあつての注意事項

1. 自然災害(地震、水害、台風、噴火等)によるLPガスに関する被害が発生した場合、または、震度5弱以上の地震が発生した場合には被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても、判明している限りで出来る限り速やかにお願いします。
2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害(被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数(概数記載可)	戸	
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数(概数記載可)	戸	
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数(概数記載可)	戸	
D	B及びCを除いた世帯数【D=A-(B+C)】	戸	
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数(概数記載可)	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所(市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出(判明している限りで構いません)

A:消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B:うち、累積回収本数	本
C:その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出・埋没本数	本	D:うち、累積回収本数	本

会員⇒支部長

訓練時記載例（岩国支部の場合）

山口県LPガス協会 岩国 支部長 様

様式1

報告事業所名称 (支店等名含む)	〇〇(株)山口支店岩国営業所	担当者氏名	〇〇 〇〇
		電話番号	0827-〇〇-〇〇〇〇

LPガス被害状況報告書（第 ①・ 2・ 3・ 4・ 5 報）

令和3年10月〇〇日〇〇時〇〇分現在

報告書記入にあつての注意事項

1. 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）によるLPガスに関する被害が発生した場合、または、震度5弱以上の地震が発生した場合には被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても、判明している限りで出来る限り速やかにお願いします。
2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いします。（同一用紙を使用可・この場合、第2報は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。）

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可）	戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）	戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）	戸
D	B及びCを除いた世帯数【D=A-(B+C)】	戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F Eのうち、未復旧件数	戸
	G Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I : 【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A: 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B: うち、累積回収本数	本
C: その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D: うち、累積回収本数	本

_____年____月____日
_____時____分現在

(一社) 山口県LPガス協会 御中
FAX : 083-923-8366
E-mail : yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

支部名 _____ 支部
報告者氏名 _____
電話番号 _____

LPガス被害状況報告書 (第____報)

1. 支部内会員事業所報告状況

(1) 支部内会員事業所数 _____ 事業所

(2) 報告のあった事業所数 _____ 事業所

2. 被害の状況

別添「LPガス被害状況報告書(会員→支部長)」のとおり

送信枚数 _____ 枚(本状を除く)

3. 支部からの要請、連絡事項等

訓練開始

(協会⇒支部長)

岩国支部長 様 ((株)ウエムラエナジーFAX. 0827-32-2266)
大島支部長 様 (山田日之出ガス(株)久賀営業所 FAX. 0820-72-0235)
柳井支部長 様 (秋元産業(株) FAX. 0820-22-1122)
光支部長 様 ((株)前田商店 FAX. 0833-72-3940)
下松支部長 様 (イワタニ山陽(株)東山口支店 FAX. 0833-43-1216)
徳山支部長 様 (西日本液化ガス(株)周南支店徳山営業所 FAX. 0834-25-0717)
都濃支部長 様 (重富商店 FAX. 0834-83-2130)
防府徳地支部長 様 ((株)三友 FAX. 0835-24-1738)
山口支部長 様 ((株)えびすや FAX. 083-923-8753)
吉敷支部長 様 ((株)マダ FAX. 083-972-0831)
宇部小野田支部長 様 ((有)イズモヤ FAX. 0836-51-6755)
厚狭支部長 様 (山陽プロパン(株) FAX. 0836-76-2010)
下関支部長 様 ((有)下関燃料 FAX. 083-257-1941)
美祢支部長 様 ((株)豊田石油店麻生給油所 FAX. 0837-57-0045)
長門支部長 様 ((有)田村石油店 FAX. 0837-32-0918)
萩支部長 様 (服部産業(株) FAX. 0838-25-5354)

【災害想定】

○本日9時に大規模地震(山口県は全域震度5弱以上※とする。)

が発生したという想定で訓練を実施します。

※被害がなくても被害状況報告書の提出が必要

【要請事項】

○直ちに支部内の被害状況を取りまとめ、被害状況報告書(別添様式2)により協会へ報告(訓練のため、支部会員からの報告書(様式1)の添付は省略)してください。

山口県LPガス協会

TEL. 083-925-6361

FAX. 083-923-8366

メール yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

訓練開始

(支部長→支部会員)

支部会員 各位

【災害想定】

○本日 9 時に大規模地震（山口県は全域震度 5 弱以上※とする。）が発生したという想定で訓練を実施します。

※被害がなくても被害状況報告書の提出が必要

【要請事項】

○直ちに被害状況を被害状況報告書（別添様式 1）により支部長へ報告してください。

（注意事項）

- ・ 訓練のため、様式 1 には事業所欄（事業所名、担当者名及び電話番号）、報告番号及び発信日時のみ記載してください。
- ・ 報告はファクスをご利用ください。ただし、未設置事業所は、電話での報告をお願いします。

山口県 L P ガス協会 _____ 支部

TEL. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール _____ @ _____

通報訓練結果報告書

1 通報状況

支部名	報告時刻	会員事業所数	報告事業所数	報告割合 (%)
岩 国				#DIV/0!
大 島				#DIV/0!
柳 井				#DIV/0!
光				#DIV/0!
下 松				#DIV/0!
徳 山				#DIV/0!
都 濃				#DIV/0!
防府徳地				#DIV/0!
山 口				#DIV/0!
吉 敷				#DIV/0!
宇部小野田				#DIV/0!
厚 狭				#DIV/0!
下 関				#DIV/0!
美 祢				#DIV/0!
長 門				#DIV/0!
萩				#DIV/0!
合 計				#DIV/0!

2 その他

--

訓練終了

(協会⇒支部長)

岩国支部長 様 ((株)ウエムラエナジーFAX. 0827-32-2266)
大島支部長 様 (山田日之出ガス(株)久賀営業所 FAX. 0820-72-0235)
柳井支部長 様 (秋元産業(株) FAX. 0820-22-1122)
光支部長 様 ((株)前田商店 FAX. 0833-72-3940)
下松支部長 様 (イワタニ山陽(株)東山口支店 FAX. 0833-43-1216)
徳山支部長 様 (西日本液化ガス(株)周南支店徳山営業所 FAX. 0834-25-0717)
都濃支部長 様 (重富商店 FAX. 0834-83-2130)
防府徳地支部長 様 ((株)三友 FAX. 0835-24-1738)
山口支部長 様 ((株)えびすや FAX. 083-923-8753)
吉敷支部長 様 ((株)マダ FAX. 083-972-0831)
宇部小野田支部長 様 ((有)イズモヤ FAX. 0836-51-6755)
厚狭支部長 様 (山陽プロパン(株) FAX. 0836-76-2010)
下関支部長 様 ((有)下関燃料 FAX. 083-257-1941)
美祢支部長 様 ((株)豊田石油店麻生給油所 FAX. 0837-57-0045)
長門支部長 様 ((有)田村石油店 FAX. 0837-32-0918)
萩支部長 様 (服部産業(株) FAX. 0838-25-5354)

これで訓練を終了します。各支部には大変お疲れ様でした。

本日の訓練結果を別添「LPガス通報訓練結果報告書」のとおり報告します。訓練について気づき等がありましたら、1週間以内に別紙により協会へお知らせください。

○梅雨時期や台風シーズンの前には、支部内で改めて被害状況の報告や報告様式について再確認をお願いします。

山口県LPガス協会

TEL. 083-925-6361

FAX. 083-923-8366

メール yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

訓練終了

(支部長→支部会員)

支部会員 各位

これで訓練を終了します。各支部会員には大変お疲れ様でした。

○訓練結果は協会ホームページに掲載します。

・掲載日 訓練終了後 2 週間以内

・掲載欄 会員向けページ

[ユーザー名 lpgas
パスワード yama01]

○今後、地震、水害、台風、噴火等によりLPガス被害が発生した場合、または、震度5弱以上の地震が発生した場合には被害がなくても、被害状況を「LPガス被害状況報告書」(様式1)により直ちに支部長へ報告してください。

山口県LPガス協会_____支部

TEL. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

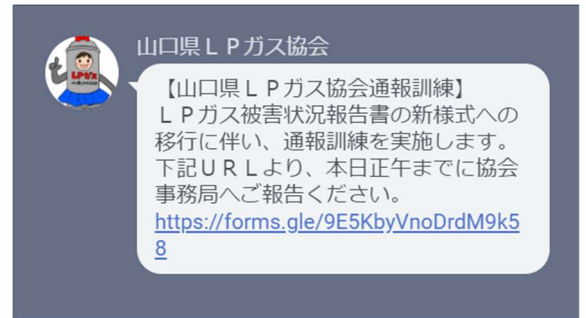
FAX. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール _____@_____

LINE 公式アカウントによる被害情報の収集（通報訓練）

- ①10月19日（火）午前9時に協会から送付します。
- ②URL をクリックすると回答フォーム（下記参照）に切り替わります。
- ③質問は全部で6問（Q1～5は必須）あります。
- ④記入後、送信ボタンを押して送信してください。
- ⑤報告は午前中をお願いします。

（回答フォーム）



山口県LPガス協会通報訓練（R3.10.19）

LPガス被害状況報告書の新様式への移行に伴う通報訓練を実施します。

被害状況報告書による通報（FAX）に加え、LINEにより被害の有無を報告してください。

○**会員（販売事業所）が報告の対象**です。

○訓練ですので、**事業所、消費先のいずれも被害なし、容器の流出・埋没なし**でご回答ください。

*必須

Q1 所属する支部をお選びください。*

- 岩国支部
- 大島支部
- 柳井支部
- 光支部
- 下松支部
- 徳山支部
- 都濃支部
- 防府徳地支部
- 山口支部
- 吉敷支部
- 宇部小野田支部
- 厚狭支部
- 下関支部
- 美祢支部
- 長門支部
- 萩支部
- その他

Q2 事業所名をご記入ください。*

（例）〇〇（株）△△営業所

記述式テキスト（短文回答）

Q3 事業所に人的・物的被害がありますか。*

- 人的被害あり
- 物的被害あり
- 人的・物的被害なし
- 不明

Q4 消費先（お客様）にLPガスの被害がありますか。*

- 被害あり
- 被害なし
- 不明

Q5 容器の流出・埋没がありますか。*

- 容器の流出あり
- 容器の埋没あり
- 容器の流出・埋没なし
- 不明

Q6 被害がある場合は、その状況を簡便にご記入ください。（状況の分かる写真があればLINEで送付してください。）

記述式テキスト（長文回答）

送信

被害状況報告の確実な実施に向けて（目標）

（１）被害状況報告書（新様式）による報告（FAX）

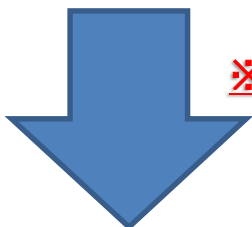
（被害状況報告書の流れ）

○会員（様式１）→○支部長（様式２）→○協会事務局

①別添「災害時における被害状況の報告（保存版）」の常備化

（２）LINE 公式アカウントによる災害初期情報の報告（LINE）

○登録会員*→○協会事務局



※協会を挙げた登録の推進

②各販売事業所 1 名以上の登録

この場で登録を
よろしくお願
いします。



（お願い）

- 登録が完了すると、協会事務局からあいさつメッセージが届きます。
- このメッセージに沿って、**支部名、事業所名及び氏名（フルネーム）を再度返信**してください。
- 事務局で取りまとめ、登録者リストを作成します。

③定期的な通報訓練の実施（報告意識の醸成）

今回の訓練結果
の取りまとめ
及び課題の把握

令和 4 年度通報
訓練の実施
（梅雨前）

訓練結果の取り
まとめ及び課題
の把握

令和 5 年度通報
訓練の実施
（梅雨前）

...